



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和6年8月30日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 堀内 克浩

賃金指導官 伊藤 栄樹

電話 022 (299) 8841

宮城県最低賃金の改正が決定しました
～令和6年10月1日から時間額は973円に～

宮城労働局長（局長 小宅 栄作）は、宮城県最低賃金を50円引き上げ、時間額973円に改正することを決定し、本日官報に公示しました。

効力発生日は、令和6年10月1日です。

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているか監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしています。

また、最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための助成金の活用等の支援策について周知を図ることとしています。

《添付資料》

- 1 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》
- 2 宮城県最低賃金の推移（表・グラフ）
- 3 最低賃金引上げの支援策～最低賃金改定前の申請をご検討ください～
- 4 令和6年度 業務改善助成金のご案内
- 5 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **973** 円

令和6年10月1日から！
（9月30日までは時間額923円）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン